### 議案第1号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算(第1号)

令和5年度和歌山市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,435,238千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ150,701,025千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

# 第1表

# 歳入歳出予算補正 (第1号)

# 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		31, 421, 121	2, 391, 379	33, 812, 500
	1 国庫負担金	23, 819, 712	499, 503	24, 319, 215
	2 国庫補助金	2, 354, 880	943, 263	3, 298, 143
	3 国庫交付金	5, 234, 032	941,613	6, 175, 645
	4 国庫委託金	12, 497	7,000	19, 497
16 県 支 出 金		11, 545, 239	47, 042	11, 592, 281
	1 県 負 担 金	8,096,712	20, 982	8, 117, 694
	2 県 補 助 金	2, 523, 353	22, 316	2, 545, 669
	3 県 交 付 金	847, 740	3, 744	851,484
19 繰 入 金		310,859	55, 250	366, 109
	1 基金繰入金	148,087	55, 250	203, 337
21 諸 収 入		3, 763, 824	13, 267	3,777,091
	7 雑 入	1, 412, 291	13, 267	1, 425, 558
22 市 債		8, 558, 200	928, 300	9, 486, 500
	1 市 債	8, 558, 200	928, 300	9, 486, 500
歳  入	合 計	147, 265, 787	3, 435, 238	150, 701, 025

IX.	ш							(中匹 111)
		款			項	補正前の額	補 正 額	計
2	総	務	費		-	11, 282, 337	213, 258	11, 495, 595
				1	総務管理費	6,689,971	70,658	6,760,629
				3	市民生活費	577, 376	2, 100	579, 476
				7	文化スポーツ費	1, 231, 775	140, 500	1, 372, 275
3	民	生	費			71, 284, 633	566, 565	71,851,198
				1	社会福祉費	29, 341, 469	11,409	29, 352, 878
				3	児童福祉費	19, 828, 126	555, 156	20, 383, 282
4	衛	生	費			9, 291, 920	873,024	10, 164, 944
				1	保健衛生費	4, 445, 329	817,080	5, 262, 409
				3	環境保全費	189, 577	55, 944	245, 521
5	農材	木水 産	業費			910,822	11, 216	922, 038
				1	農業費	653, 824	11, 216	665,040
6	商	工	費			4, 315, 327	319	4, 315, 646
				2	観 光 費	1,709,480	319	1, 709, 799
7	土	木	費			7, 656, 469	1, 523, 246	9, 179, 715
				1	土木管理費	881,784	42,614	924, 398
				2	道路橋梁費	2, 702, 343	788, 802	3, 491, 145
				3	河 川 費	327,670	8,000	335,670
				4	都市計画費	804, 758	9, 538	814, 296
				5	都市計画道路費	377, 458	469,601	847,059
				6	公 園 費	407, 054	169,691	576, 745
				7	下 水 道 費	302, 480	35, 000	337, 480
8	消	防	費			5, 577, 841	9, 596	5, 587, 437
	-			1	消 防 費	5, 577, 841	9, 596	5, 587, 437
9	教	育	費			9, 105, 947	238, 014	9, 343, 961
				1	教育総務費	2,003,368	805	2,004,173
				2	小 学 校 費	2, 440, 679	26, 477	2, 467, 156
		·		6	社会教育費	2, 153, 618	210,732	2, 364, 350
	歳	 Ē	出		合 計	147, 265, 787	3, 435, 238	150, 701, 025

# 第2表

# 债務負担行為補正

# 1 追 加

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
中学校給食センター整備	運営事業		6 年 度 } 2 年 度		9, 3	376,676
合		計			9, 3	376,676

# (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
コミュニティセンター	建設事業	令和(	5 年度		1, (	019,073
合		計			1, (	019,073

# 2 変 更

事項	変	更 前	変 更 後			
事項	期間	限度額	期間	限度額		
地方道整備事業(河西橋)	令和6年度 ~ 令和7年度	1, 226, 000	令和6年度 ~ 令和7年度	1, 268, 543		
合 計		1, 226, 000		1, 268, 543		

# 地 方 債 補 正

# 1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
社会福祉施設整備事業	3,500	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内 利率見直した れる政府資金 共団体金融機 いて、利率の た後において 直し後の利率	万式で借り入 全及で地を 大なで 大なで 大なで 大なで 大なで 大なで 大なで 大なで	れ件の償還期	いるに限若て。よをし	はたり短く	そし置し低の、期、利	の融市間又に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
八番丁館解体 撤去事業	5,900	"	//	,			//		
下水道施設管 理事業	35,000	// .		,	-		//		
コミュニティ センター建設 事業	135,900	"	//	<i>,</i>	·		//		
計	180,300								

# 2 変 更

起債の目的			礻	甫	正		前				衤	甫	正		後		
延復の日的	限	度	額	起債の方法	利	率	償還の	方法	限	度	額	起債の方法	利	率	償還	の方	法
スカイタウン つつじが丘テ ニスコート周 辺整備事業		97,	800	証書借入又 は債券発行	(本で政地金に率行いた) 見借府方融つのって	し入金共構て直後、方れ及団資、しに当式るび体金利をお該	のれそにし都置還金の融る市に間限	い角がよりをはし昔て条た政りび短繰くりは、件だの据償縮上は換		161,1	00	証書借入又 は債券発行	( 率で政地金に率行いた見借府方融つのってだ直り資公機い見たに	%しし入金共構で直後、後以、方れ及団資、しに当の内利式るび体金利をお該利	のれそにし都置還し償資にのよ、合期期、還	い始らうこ引きく言こい通。財よ及をはし借とて条た政りび短繰くりが	入よ件だの据償縮上は換
道路施設改善 事業		512,	900	"		//	"			648,2	200	//		<i>"</i>		<i>"</i>	
地方道整備事 業		478,	700	//		//				728,7	700	. //		//		//	
準用河川改修 事業		63,	400	"		//	"			68,2	200	"		<i>"</i>	,	″	
街路事業		192,	400	<i>"</i>		//	"			403,7	700	"		//		<i>"</i>	
公園施設整備 事業		49,	600	. //		<i>"</i>	"			115,5	500	//		<i>"</i>		"	
小学校施設整 備事業		141,	200	//		//	"			158,6	600	"		//		"	
計	8,	558,	200					/	9,	,306,2	200						

#### 議案第2号

和歌山市税条例の一部を改正する条例の制定について 和歌山市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第80条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保 安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付 自転車」を加える。

附則第7条第1項中「附則第7条の4の2」を「附則第7条の4の3」に改める。

附則第7条の4第5項及び第10項中「又は次条第1項若しくは第5項」を「、次条第1項若 しくは第5項若しくは附則第7条の4の3第1項」に改める。

附則第7条の4の2第5項中「対して第1項」の次に「若しくは次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

- 第7条の4の3 新築された日から20年以上を経過したマンション(マンションの管理の適正 化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1号に規定するマンションであ つて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下 この項において同じ。)のうち、同法第5条の2第1項の規定による助言若しくは指導を受け た同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第5条の8に規定する管理計 画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和5年4月1日から令和7年3月31日ま での間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令 で定めるものが行われたもの(当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マン ション|という。)に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第 7条の4第1項若しくは前条第1項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこ の項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の 1月1日(当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分 の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額(こ の項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところによ り算定した額の合算額とする。)の3分の1に相当する額を当該特定マンションに係る区分所 有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。
- 2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、総務省令で

定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、 当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第1項の規定を適用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第3号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例(昭和47年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第13条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「平成14年法律第153号」の次に「。以下この条において「公的個人認証法」という。」を、「個人番号カードをいう。)」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録されている移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第4号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例

(和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例(平成12年条例第37号)の一部 を次のように改正する。

別表第1備考5、別表第2その1備考3、同表その2備考5、別表第3その1備考3及び同表その2備考5中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例の一部改正)

第2条 和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例(平成12年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考5、別表第2その1備考3、同表その2備考5、別表第3その1備考3及び同表その2備考5中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例(平成12年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考7中「第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第29条第3項第 1号に規定する主務大臣」に、「第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣」を 「第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣」に改める。

(和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援 事業に関する条例の一部改正)

第4条 和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活 支援事業に関する条例(平成18年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第7項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第6

6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

附則第2項から第4項まで及び附則第6項中「省令」を「府令」に改める。

(和歌山市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第6条 和歌山市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第72号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項|を「第72条第1項|に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(和歌山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 和歌山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例 第70号)の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第3条第1項中「省令」を「府令」に改める。

(和歌山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 和歌山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26 年条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第3条中「省令」を「府令」に改める。

(和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第9条 和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例 (平成27年条例第37号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ中 「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(和歌山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部 改正)

第10条 和歌山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を定める条例 (平成31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第5号

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市営住宅条例(平成9年条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第3西山東の項を削り、同表岡崎の項中

令和元年度 高層耐火 を

令和元年度	高層耐火
令和5年度	高層耐火

に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3岡崎の項の改正規定は、公布の日から 起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### 議案第6号

和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市宅地造成等に関する条例(平成12年条例第78号)の一部を次のように改正する。 第2条中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及 び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令 第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第7号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例(昭和37年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト
- 第12条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第24条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表

第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33 条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を 同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」 又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識 と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格 Z8210に適合するものとしなければならない。

第24条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規 定は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第12条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の和歌山市火災予防条例(以下「新条例」という。)第12条の2第1項 に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前 の例による。
- 3 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又 は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しない ものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第8号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和5年6月23日提出

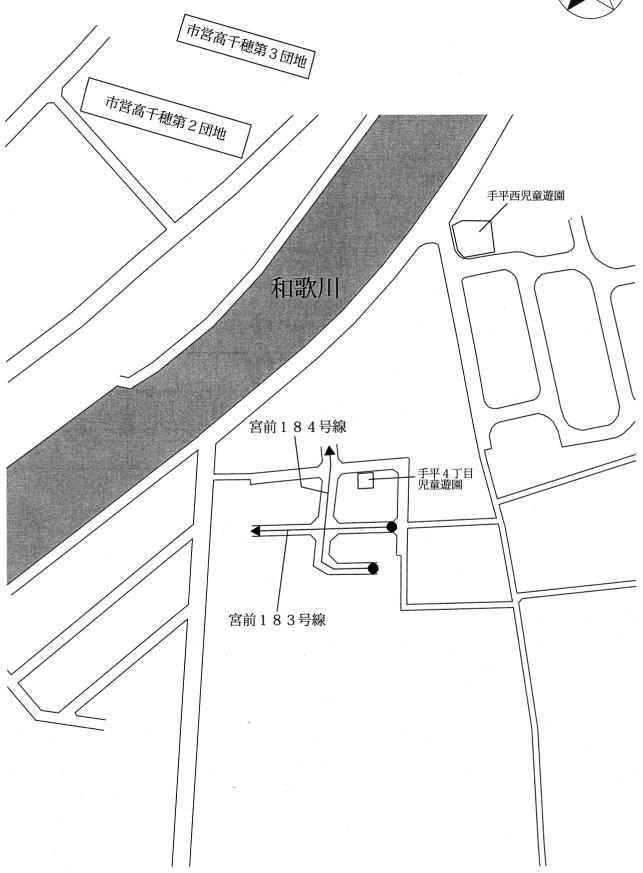
和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起終	点 点	備	考
16-183	宮前183号線	和歌山市手平4丁目 和歌山市手平4丁目			
16-184	宮前184号線	和歌山市手平4丁目 和歌山市手平4丁目			
16-185	宮前185号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀			
16-186	宮前186号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀			
16 - 187	宮前187号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀			
16-188	宮前188号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀			
16-189	宮前189号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀			
22-336	藤戸台164号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-337	藤戸台165号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-338	藤戸台166号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-339	藤戸台167号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-340	藤戸台168号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			-
22-341	藤戸台169号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-342	藤戸台170号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	·		
22-343	藤戸台171号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-344	藤戸台172号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-345	藤戸台173号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	-		
22-346	藤戸台174号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-347	藤戸台175号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			

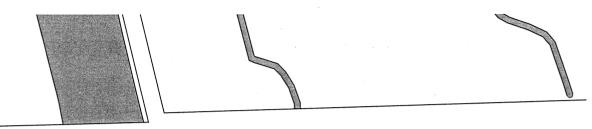
整理番号	路線名	起終	点点	備	考
22-348	藤戸台176号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 349	藤戸台177号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-350	藤戸台178号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-351	藤戸台179号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		·	-
22-352	藤戸台180号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
$2\ 2-3\ 5\ 3$	藤戸台181号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 354	藤戸台182号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 355	藤戸台183号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 356	藤戸台184号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		-	
22 - 357	藤戸台185号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-358	藤戸台186号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 359	藤戸台187号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			,
22 - 360	藤戸台188号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 361	藤戸台189号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 362	藤戸台190号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-363	藤戸台191号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 364	藤戸台192号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22 - 365	藤戸台193号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-366	藤戸台194号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-367	藤戸台195号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-368	藤戸台196号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-369	藤戸台197号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
2 2 - 3 7 0	藤戸台198号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			

整理番号	路線名	起終	点点	備	考
22-371	藤戸台199号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-372	藤戸台200号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
22-373	藤戸台201号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷			
25-165	岡崎165号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	-		
26-333	西脇333号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄			
3 1 - 1 8 7	有功187号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷			
3 1 - 1 8 8	有功188号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷			
31-189	有功189号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	-		
31-190	有功190号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷			
31-191	有功191号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷			
31-192	有功192号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷			
31-193	有功193号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷			
31-194	有功194号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷			

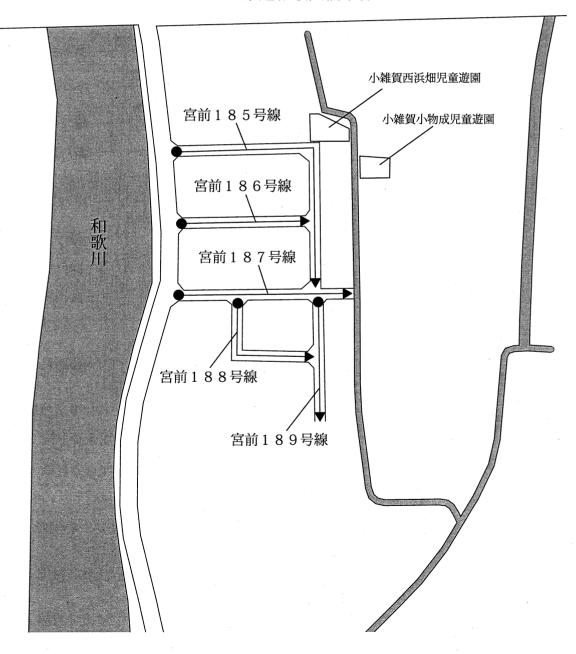


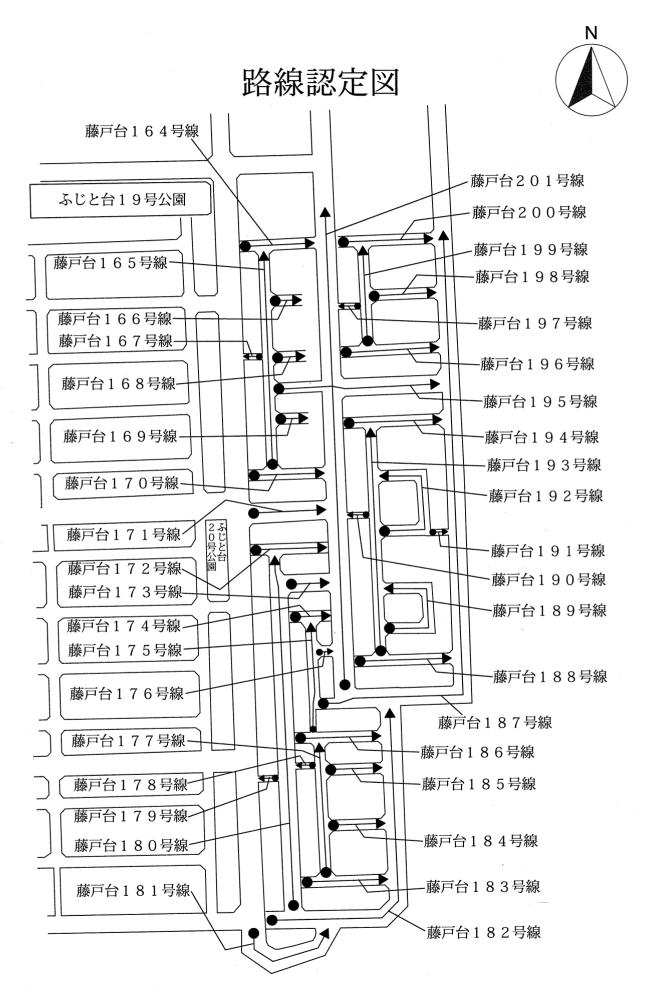




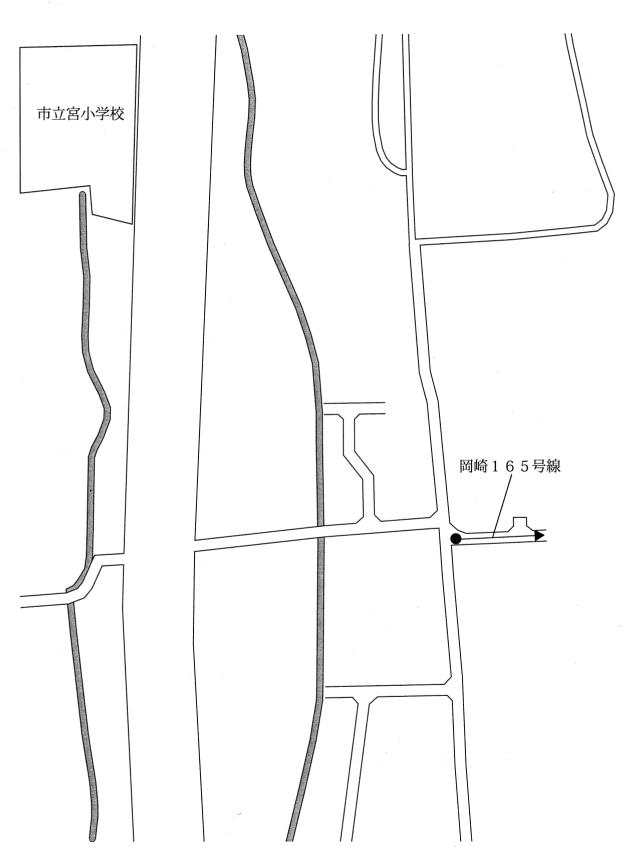


県道和歌山橋本線

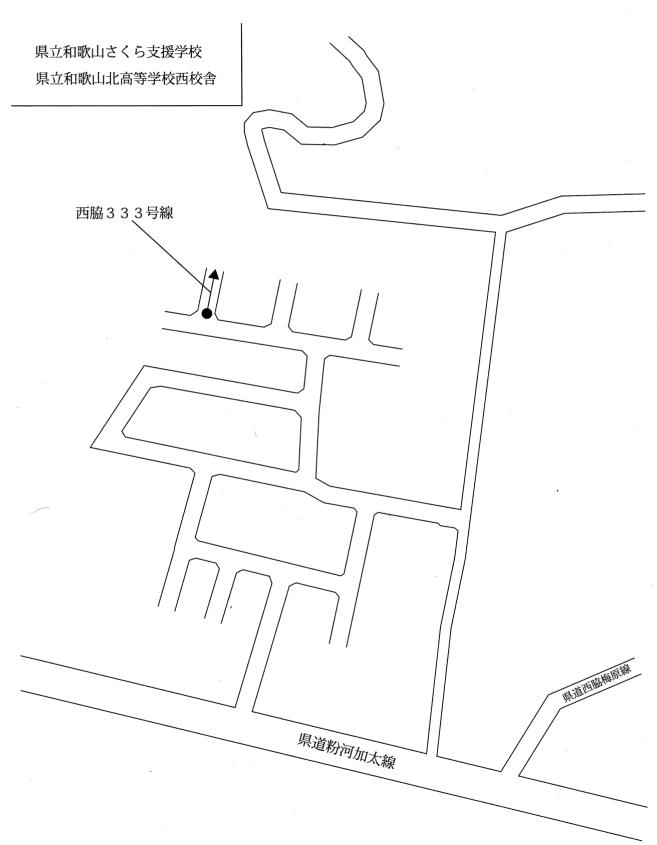






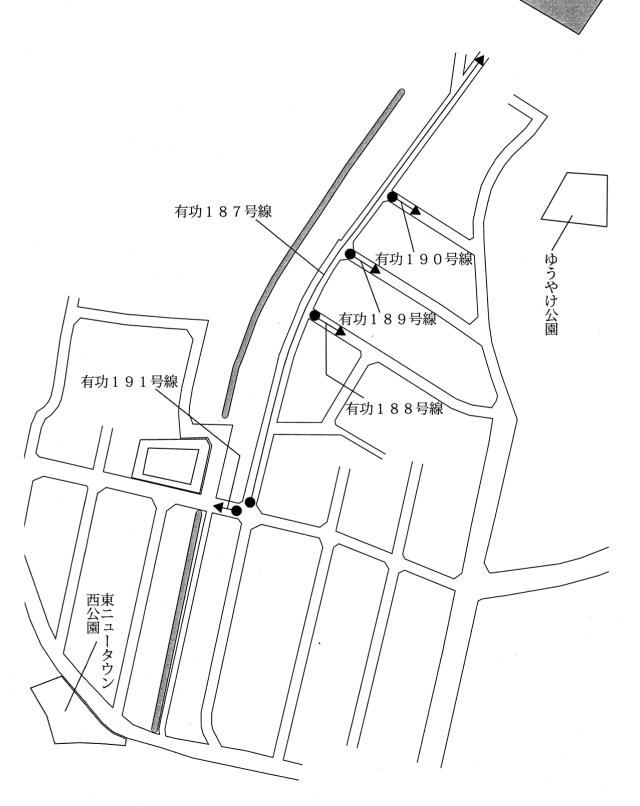




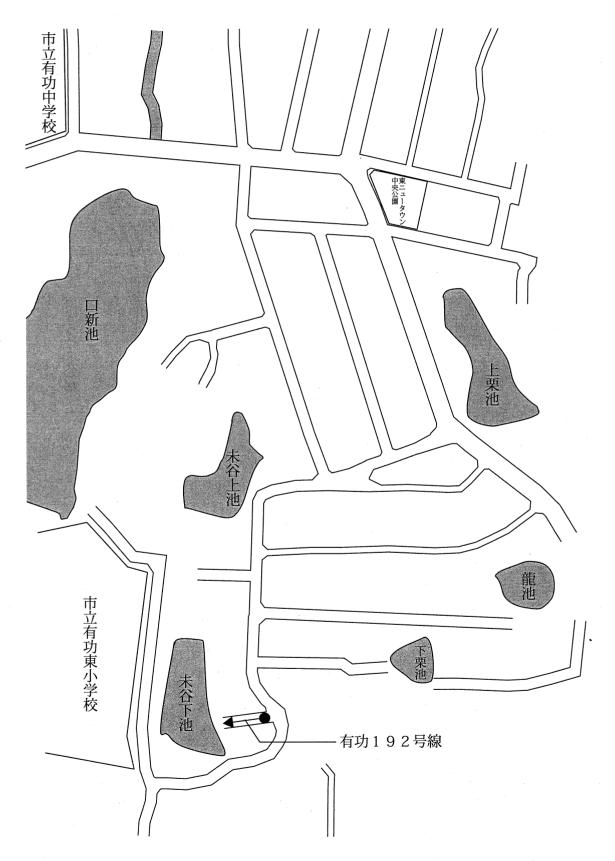




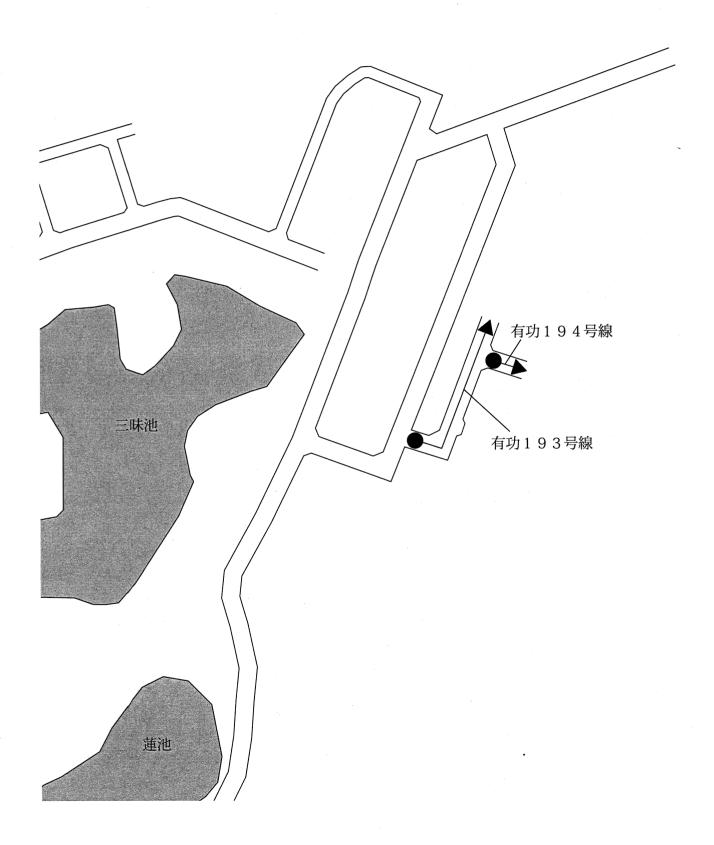
奥新池











## 議案第9号

市道路線変更について

道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧新別	路線名	起 終	点 点	備考
26 225	旧	西脇325号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26 - 325	新	西脇325号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	٠	終点の変更
2.1 1.6 2	旧	有功163号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-163	新	有功163号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		終点の変更

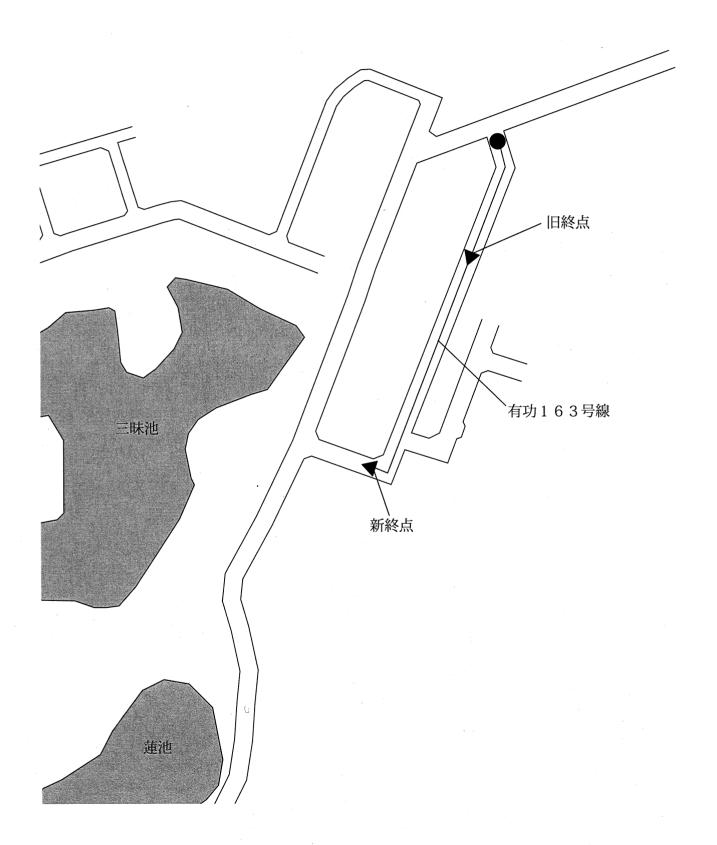
# 路線変更図



県立和歌山さくら支援学校 県立和歌山北高等学校西校舎 新終点 旧終点 西脇325号線 展道西脇梅原線 県道粉河加太線

# 路線変更図





## 議案第10号

所有権移転登記手続等請求本訴反訴事件の和解について

令和4年1月21日付け から提訴され、それに対し本市が 令和5年1月17日付け反訴した和歌山地方裁判所係争中の所有権移転登記手続等請求本訴反訴 事件を次のとおり和解するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を 求める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 事件番号

和歌山地方裁判所令和4年(ワ)第18号(本訴)、同5年(ワ)第13号(反訴)

本訴原告兼反訴被告

(以下「原告」という)

本訴被告兼反訴原告 和歌山市(以下「被告」という)

2 和解する相手方の住所及び氏名

#### 3 和解の内容

(1)被告は、本日、原告に対し、下記土地(以下「本件土地」という)を、同土地上のポール 及びポールに張ったロープ並びに同土地上の建物を覆った安全ネットを含めた現状有姿にて 代金330万円で売り渡し、原告はこれを買い受けた。

記

所在:和歌山市湊三丁目 地番:601番

地目:宅地

地積:135.81m²

- (2) 原告は、被告に対し、前項記載の売買代金330万円を本和解席上現金にて支払い、被告 はこれを受領した。
- (3)被告は、原告に対し、本件土地につき、本日付け(令和5年7月20日付け)売買を原因 とする所有権移転登記手続をする。但し、登記手続に要する費用は原告の負担とする。
- (4) 原告と被告は、本件土地上にある建物、ブロック積み、柵その他の構造物(以下「本件建 物等」という)が、全て原告の所有であることを相互に確認し、原告は、被告に対し、万が 一、本件建物等につき所有権その他の権利を主張する者が現れた場合の対応は、原告におい て責任をもって行うことを約する。
- (5) 原告は、本和解成立後の本件土地及び本件建物等の管理を誠実に行い、近隣住民等に迷惑 が掛からないように配慮する。
- (6) 原告及び被告は、いずれも、その余の請求を放棄する。
- (7) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、 何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

### 議案第11号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度和歌山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,618,576千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ153,319,601千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

# 第1表

# 歳入歳出予算補正 (第2号)

# 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		33, 812, 500	2,613,825	36, 426, 325
	3 国庫交付金	6, 175, 645	2,613,825	8, 789, 470
21 諸 収 入		3, 777, 091	4,751	3, 781, 842
	7 雑 入	1, 425, 558	4,751	1, 430, 309
歳入	合 計	150, 701, 025	2,618,576	153, 319, 601

## 歳出

		款			項	補正前の額	補 正 額	計
3	民	生	費	-		71, 851, 198	1, 764, 549	73,615,747
			-	1	社会福祉費	29, 352, 878	1, 764, 549	31, 117, 427
6	商	工	費			4, 315, 646	109,000	4, 424, 646
				1	商工費	2,605,847	109,000	2, 714, 847
7	土	木	費			9, 179, 715	13, 398	9, 193, 113
			-	4	都市計画費	814, 296	13, 398	827,694
9	教	育。	費			9, 343, 961	731,629	10, 075, 590
				1	教育総務費	2, 004, 173	23,639	2,027,812
				2	小 学 校 費	2, 467, 156	701, 706	3, 168, 862
				3	中学校費	852, 977	1,533	854, 510
	· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		7	保健体育費	540, 193	4,751	544, 944
	蔚	ŧ	出	í	合 計	150, 701, 025	2,618,576	153, 319, 601

### 議案第12号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算(第3号)

令和5年度和歌山市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,288千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ153,431,889千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

# 第1表

# 歳入歳出予算補正(第3号)

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		36, 426, 325	26, 680	36, 453, 005
	2 国庫補助金	3, 298, 143	26, 680	3, 324, 823
19 繰 入 金		366, 109	12, 308	378, 417
	1 基金繰入金	203, 337	12, 308	215, 645
22 市 債		9, 486, 500	73, 300	9, 559, 800
	1 市 債	9, 486, 500	73, 300	9, 559, 800
歳  入	合 計	153, 319, 601	112, 288	153, 431, 889

歳 出 (単位 千円)

款		項	Ī	補正前の額	補 正 額	計
13 災害後	复旧費			_	112, 2	88 112, 288
		農林水	年度発生 達施設災 旧費		37, 2	48 37, 248
		2 令和5 土木施 旧	年度発生 設災害復 費		75, 0	75, 040
歳	出	合	計	153, 319, 601	112, 2	88 153, 431, 889

## 地 方 債 補 正

# 1 追 加

起債の目的	限	度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
令和5年度発生農林水産施設災害復旧事業		25, 000	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行 った後においては、当該 見直し後の利率)	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
令和5年度発生土木施設災害復旧事業		48, 300	n	n	11
計		73, 300			

### 議案第13号

## 工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例(昭和39年条例第12号)第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

# 和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工事	名	友ヶ島野奈浦桟橋架替工事
工事場	所	和歌山市加太地先
請負代金	額	550,000,000円
契約の相手	方	和歌山市加太835番地の3 福興建設株式会社 代表取締役 松 井 良 樹
契 約 方	法	一般競争入札

### 議案第14号

### 物品購入契約について

小型動力ポンプ付き普通積載車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 小型動力ポンプ付き普通積載車

数 量 2台

納 入 場 所 和歌山市八番丁12番地

和歌山市消防局

2 契約の相手方 和歌山市蔵小路16番地

有限会社和歌山防火協会

代表取締役 山 本 幹 哉

- 3 契約金額 19,360,000円
- 4 契約方法一般競争入札

### 議案第15号

### 物品購入契約について

災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 災害対応特殊消防ポンプ自動車 CD-I型

数 量 1台

納 入 場 所 和歌山市八番丁12番地

和歌山市消防局

2 契約の相手方 和歌山市蔵小路16番地

有限会社和歌山防火協会

代表取締役 山 本 幹 哉

- 3 契約金額 53,790,000円
- 4 契約方法一般競争入札

### 議案第16号

### 物品購入契約について

災害対応特殊救急自動車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 災害対応特殊救急自動車

数 量 2台

納 入 場 所 和歌山市八番丁12番地

和歌山市消防局

2 契約の相手方 和歌山市和歌浦東三丁目5番54号

日産プリンス和歌山販売株式会社

代表取締役 町 田 大 輔

- 3 契約金額 39,160,000円
- 4 契約方法一般競争入札

### 議案第17号

### 物品購入契約について

高度救命処置用資機材の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 高度救命処置用資機材

数 量 2セット

納 入 場 所 和歌山市八番丁12番地

和歌山市消防局

2 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区港島中町2丁目2番1

日本船舶薬品株式会社 神戸支店

支店長 段 哲哉

- 3 契約金額 38,280,000円
- 4 契約方法一般競争入札

#### 議案第18号

### 物品購入契約について

学習用コンピューター(小学校用)の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 学習用コンピューター (小学校用)

数 量 784台

納 入 場 所 和歌山市西汀丁29番地 教育文化センター3階

和歌山市教育研究所

2 契約の相手方 和歌山市吹屋町5-29-1

和歌山電工株式会社 和歌山営業所

所長 松 山 慶 吾

- 3 契約金額 43,809,920円
- 4 契約方法随意契約

### 議案第19号

## 委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例(昭和39年条例第12号)第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

# 和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

契約の名称	市民図書館コンピュータシステム更新及び運用保守業務
契約の場所	和歌山市屛風丁17番地和歌山市民図書館ほか8施設
契 約 金 額	244,821,500円
契約の相手方	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号 NECネクサソリューションズ株式会社関西支社 関西支社長 伊 藤 幸 夫
契 約 方 法	一般競争入札

### 議案第20号

## 委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例(昭和39年条例第12号)第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

# 和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

契約の名称	高機能消防指令システム等構築業務
契 約 の 場 所	和歌山市八番丁12番地 和歌山市消防局ほか4消防本部
契 約 金 額	2, 530, 000, 000円
契約の相手方	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号 日本電気株式会社関西支社 関西支社長 沓 澤 和 也
契 約 方 法	一般競争入札